

未来投資会議 構造改革徹底推進会合

「第4次産業革命(Society5.0)・イノベーション」会合
(PPP/PFI)(第2回)

平成28年12月20日

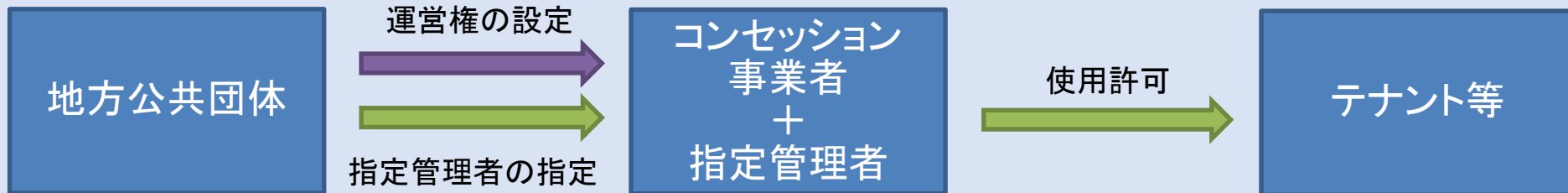


内閣府 民間資金等活用事業推進室

公共施設等運営事業において第三者の利用を認める手法

- 公共施設等運営事業において、特定の第三者に利用を認めるための手法として、
 - ①指定管理者制度を併用するスキームのほか、
 - ②行政財産貸付けを併用するスキームについても、今後関係省庁と協議を行い、「運営権ガイドライン」を改正する予定。

【①指定管理者制度を併用するスキーム】



【②行政財産貸付けを併用するスキーム】

